

各地域県民局長（地域整備部扱い）
各市町村長（開発許可担当課扱い）
各指定確認検査機関
（一社）青森県建築士会
（一社）青森県建築士事務所協会
（一社）青森県建設業協会

殿

青森県県土整備部建築住宅課長
（公印省略）

平成27年度青森県被災宅地危険度判定士養成講習会の開催について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、青森県の建築行政の推進につきましては、日頃よりご協力をいただき誠にありがとうございます。

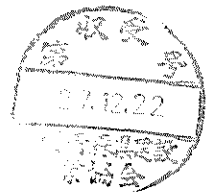
さて、この度、下記のとおり標記講習会を開催することといたしました。

つきましては、別添の『平成27年度青森県被災宅地危険度判定士養成講習会開催のご案内』を掲示等により、建築士及び行政関係者に対し周知していただくとともに、多数の方の参加についてご協力方よろしくお願いいたします。

記

講習会名	平成27年度青森県被災宅地危険度判定士養成講習会
日 時	平成28年2月2日（火）13：30～16：30
会 場	青森県庁西棟8階大会議室
対 象	建築士及び行政関係者等
講習内容	①被災宅地危険度判定の制度について ②被災宅地危険度判定の技術について ③被災宅地危険度判定士の登録について

担当： 青森県県土整備部建築住宅課
建築指導グループ
主幹 中川 範夫
017-722-1111（内線6800）
017-734-8197
norio.nakagawa@pref.aomori.lg.jp



平成 27 年度青森県被災宅地危険度判定士養成講習会開催のご案内

開催趣旨

本講習会は、被災宅地危険度判定連絡協議会員である青森県が、被災宅地危険度判定士の養成を目的として実施するものです。

過去、平成 15 年度、平成 21 年度及び、平成 26 年度に開催しておりますが、登録されている判定士が高齢化していること、大地震や集中豪雨による大規模な被害が多発していることを鑑み、今年度も講習会を開催することとしました。

つきましては、県内行政関係者をはじめ各関係団体の方々に是非とも受講いただき、被災宅地危険度判定士にご登録いただきたく、平成 27 年度青森県被災宅地危険度判定士養成講習会の開催をご案内申し上げます。

平成 27 年 12 月吉日 / 青森県県土整備部建築住宅課長

1. 被災宅地危険度判定とは？

災害対策本部が設置されるような大規模な地震または大雨等のため、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握、危険度判定をすることによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図ることを目的としています。

2. 被災宅地危険度判定士とは？

被災宅地危険度判定士は、被災地において、地元市町村長または都道府県の要請により被災宅地危険度判定を行う技術者です。被災宅地危険度判定士は、被災宅地危険度判定連絡協議会または都道府県知事が実施する養成講習会を受講し認定登録を受けた、土木や建築等の技術者です。被災宅地危険度判定士は、判定活動をする場合、身分を明らかにするため認定登録証を携帯し「被災宅地危険度判定士」と明示した腕章やヘルメットを着用します。

3. 判定作業は？

判定作業は、2～3人が1組になって、調査表等の定められた基準により、客観的に判定します。その際、危険と思われる宅地には立ち入らないで調査することもあります。

4. 判定結果の表示は？

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類の判定ステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにします。

また、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示します。

なお、判定結果に対する問合せ先もステッカーに表示します。

5. どのような宅地を調査するのか？

- ①住居である建築物の敷地。
- ②被災宅地危険度判定実施本部長が判定を必要と認める建築物等の敷地。
- ③①及び②に被害を及ぼすおそれのある土地。

6. 被災宅地危険度判定士になるための要件は？

下記の①②③の資格を有し青森県等が行う宅地判定士養成講習会を修了された方

- ①宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第18号各号又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49条）第19条第1号イからチまでに該当する者。☞ 一級建築士及び技術士（建設部門）など
- ②国、地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった方で、土木、建築又は宅地開発の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者。
- ③建築士法（昭和25年法律第202号）による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者、建設業法（昭和24年法律第100号）による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者、二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務の経験を有する者など、知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者。

- ~~~~~
- 1. 日 時 平成27年2月2日（火）13：30～（※受付は13：00～）16：30
 - 2. 場 所 青森県庁西棟8F大会議室
 - 3. 講習次第（予定）
 - ①被災宅地危険度判定について 県土整備部建築住宅課
 - ②被災宅地危険度判定の技術について 公益社団法人全国宅地擁壁技術協会
 - ③青森県被災宅地危険度判定士登録手続きについて 県土整備部建築住宅課
- ~~~~~

受 講 申 込 書

F A X 番 号 : 017(734)8197

県土整備部建築住宅課建築指導グループ 行き

受講申込日：平成 年 月 日

受講申込者氏名		生年月日	S・H	年	月	日
勤務先名称		所属				
☆連絡先	住 所					
(勤務先)	TEL	()				
(自 宅)	FAX	()				
要件をみたま 資格の種類		左記資格の番号				

- 1. ☆印の欄は勤務先か自宅かを選択の上、ご記入下さい。
- 2. 講習会当日に判定士登録申請を希望する方は、該当する資格証の写しと写真(縦3cm×横2.5cm/6ヶ月以内撮影)をご持参下さい。